

市報ぎょうだ「催し・募集」掲載基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市広報発行規程（昭和26年告示第114号）に基づき発行する市報ぎょうだの催し・募集の掲載欄に登載する記事の掲載基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載事項)

第2条 催し・募集の掲載欄には、市内等で開催され、又は募集される次に掲げる事項を掲載することができる。

- (1) 市、官公庁等が主催する事業、イベント等に関する事。
- (2) 市の公共施設等で開催される事業、イベント等に関する事。
- (3) 一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等公共的団体又は個人が主催する事業、イベント等に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関する事。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に該当するものは、掲載することができない。

- (1) 市の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 営利目的の宣伝若しくは広告活動になるもの
- (3) 政治的又は宗教的な活動に関するもの
- (4) 広く一般の市民を対象としていないもの
- (5) 随時募集をしているもの
- (6) 会員募集を目的とするもの
- (7) 掲載の意図、内容等が明確でないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたもの

(掲載記事の優先順位)

第3条 記事の掲載順位は、次の定める順位とする。

- (1) 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援又は推薦をしているもの
- (2) 市以外の官公庁が主催、共催、協賛、後援又は推薦をしているもの
- (3) 公の施設を管理する指定管理者が行う事業であって、当該公の施設で行うもの

の

- (4) 市又は教育委員会が補助金等を交付している各種団体等が行うもの
- (5) 参加費、会費等が無料であるもの
- (6) 開催地が市内であるもの

(掲載回数)

第4条 催し・募集に係る記事のうち、年間を通じて開催され、又は募集されるものの掲載回数は、1団体につき年1回とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(申請方法)

第5条 催し・募集に係る記事の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める締切日までに、市報ぎょうだ掲載依頼書（様式）により申請するものとする。ただし、所定の事項が記載されている書面によるものは、この限りでない。

(掲載記事の責任)

第6条 市報ぎょうだに掲載された記事の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

(了承事項)

第7条 申請者は、次の事項をあらかじめ了承するものとする。

- (1) 掲載記事を市ホームページに掲載すること。
- (2) 掲載の可否の結果について申請者へ通知しないこと。
- (3) 掲載月の変更について広報広聴課に一任すること。
- (4) 掲載する原稿内容を広報広聴課において編集すること。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、記事の掲載基準について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、市報ぎょうだ令和7年5月1日以降に発行する市報ぎょうだから適用する。